岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用料（保育料）等について

Ⅰ．3歳以上児（年少～年長クラス）

※認定こども園幼稚園部（1号認定）は満3歳クラスも含みます。

○月額保育料はかかりません（保護者所得にかかわらず）。

○公立保育所は、

主食費（ごはん・パン代）として、月７００円

副食費（おかず等代）として、月４，３００円

合わせて、保育所給食費として　月５，０００円　かかります。

私立認定こども園や私立保育所は、給食費が施設ごとに違いますので、各園にお問い合わせください。

Ⅱ．3歳未満児（０歳～２歳児クラス）

○保育料は、下の表１を確認してください。

3歳未満児は、給食費はかかりません。

表１

世帯の階層区分				保育料の月額	
階層	定義			標準時間	短時間
1	生活保護世帯等			0円	0円
2	１階層を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯			0円	0円
3－1	１階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯（第８階層には、第１階層から第７階層までに該当しない世帯を含む。）	４８，６００円未満	要保護世帯等（※）	８，５００円	８，５００円
3－2			要保護世帯等以外の世帯	１８，９００円	１８，５００円
4－1		４８，６００円以上	要保護世帯等	８，５００円	８，５００円
4－2		７７，１０１円未満	要保護世帯等以外の世帯	２８，８００円	２８，３００円
4－3		７７，１０１円以上 ９７，０００円未満		２８，８００円	２８，３００円
5－1		９７，０００円以上 １３３，０００円未満		３５，９００円	３５，３００円
5－2		１３３，０００円以上 １６９，０００円未満		４３，１００円	４２，３００円
6		１６９，０００円以上 ３０１，０００円未満		５７，４００円	５６，４００円
7		３０１，０００円以上 ３９７，０００円未満		７６，０００円	７４，７００円
8		３９７，０００円以上		８３，０００円	８１，５００円

○保育所・認定こども園・幼稚園・児童発達支援施設等に２人以上同時に入所している場合、年次にかかわらず２人目の保育料は半額、３人目以降は無料となります。

○下の表２に記載された区分に該当する世帯の第２子の保育料は、年次にかかわらず表２のとおりです（下の表2に該当しない区分の世帯ならば、第2子でも1人目としてカウントされ、表１が適用されます。）。

また、当該年度分市町村民税所得割合算額が５７，７００円未満（要保護世帯等は７７，１０１円未満）の世帯である場合、第３子以降の保育料は年次にかかわらず無料となります。

表２

世帯の区分			保育料の月額	
			標準時間	短時間
生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民税非課税世帯			0円	0円
生活保護世帯等を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	４８，６００円未満	要保護世帯等	0円	0円
		要保護世帯等以外の世帯	９，４５０円	９，２５０円
	４８，６００円以上	要保護世帯等	0円	0円
	５７，７００円未満	要保護世帯等以外の世帯	１４，４００円	１４，１５０円
	５７，７００円以上	要保護世帯等	0円	0円
	７７，１０１円未満	要保護世帯等以外の世帯	２８，８００円	２８，３００円

○第３子以降の保育料は０歳～２歳児までは無料となります（過去の保育料の滞納がない場合）。

※「要保護世帯等」とは、「生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の属する世帯」「母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養している者の世帯」「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯」「厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯」「精神保健及び精神障害者保健福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯」「特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に規定する特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に規定する国民年金の障害基礎年金等の受給者の属する世帯」のいずれかに該当する世帯等をいいます。